

中小企業振興条例研究（第4回）

平成23年9月14日（水） 大津合同庁舎7 - B会議室にて、立命館大学と滋賀県との連携による「中小企業振興条例研究」の第4回共同研究会を開催し、32名の出席をいただきました。

今回は、『中堅中小・ベンチャー企業と地域イノベーション』と題して、立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科の名取隆教授から講演をいただいたうえ、質疑応答・意見交換を行いました。

名取教授は、中堅中小・ベンチャー企業の経営戦略、産学官連携等による技術開発・新製品開発・人材育成、地域ビジネス・地域プロジェクト・行政経営等におけるイノベーションを研究されています。前半では、中小企業に関する理論・研究成果や育成すべき中小企業像について、後半では、主に、中小企業振興条例の方向性についてお話しいただきました。

「シュンペーター仮説というのがある。彼は、『中小企業にイノベーションを期待するのは無理がある。なぜならば、研究開発に多大な費用がかかること、大企業の方が幅広い技術をもっていて、特許権の取得・維持も適切に実施できるからである。したがって、総合的に考えると、イノベーションは大企業が適している。』と言っている。では、中小企業振興にはどのような意味があるのだろうか。中小企業は弱い、かわいそうだから助けるべきだという、「かわいそう論」なのか。そうではない。シュンペーター仮説については、反論もたくさん出ている。大企業より中小企業の方が逆にイノベーションに向いているという研究結果もあるように、中小企業には優位な点もたくさんある。大企業は、管理体制が強く、投資の決定の際にも無難なものしかゴーサインを出さない傾向がある。従って、むしろ中小企業のほうがイノベーションの担い手であると考えべきともいえる。こういうことから、中小企業を支援していくべきものだろう。」

こうした理論・研究成果に立った上で、名取教授が行った研究から得られた結果を元に、育成すべき理想的な中小企業像を提示されました。

まず、新市場・新製品開発に一定の成果を出している40社を調べた研究では、イノベティブな中小企業の特徴として、コア技術を有し、ITを活用して一貫生産の可能なシステムを構築、社内での人材育成ができていて、社内で情報を共有し、社内部門横断で開発、営業を進めている、他社との共同開発等も行っている、があげられるということでした。

また、名取教授が座長をされている、環境・エネルギーにおける大企業と中堅中小企業との共同技術開発の推進を目的とするマッチングフォーラムで、大企業に技術提案できる中小企業とそうでない企業の違いを調べた結果、次のことがわかったということです。技術提案できる企業は、社内の風通しがよく、技術開発力に関しては、トップ自らがアイデアを出す、共同開発をしている、新製品の提案力があり、研究開発部門をもっているということ。さらに、フォーラムに参加している大企業にインタビューした結果では、「単に技術があると言うだけでは不十分であり、大企業の技術課題の背後にある潜在的な課題を先取りして提案できるような、高度な課題解決力を持つことが特に必要」とのことでした。

このことについて、参加者から「大企業の潜在的な課題を先取りして提案できるような、高度な課題解決力を持つことが中小企業にとって特に必要である、ということはあるほど思ったが、逆に言うと、大企業というのは、そういう面で非常に優位だし、関係がフェアではないのではないか。きちんと仕様書にして、それを提示した上で、中小企業から答えを待つというのが本来あるべき姿で、仕

様書に書けない曖昧なことに対して、たまたま潜在的な力があるところだけをとるというのは、疑問が残る。」と意見が出されました。これに対して、名取教授は、「フェアな取引にするためには、大企業と中堅中小企業が共同技術開発を進める際に、アイデアや技術に関して秘密保持契約を事前に結んで商談を進めることが望ましい。また、共同技術開発においては、中小企業が試作を担う場合が多い。そうしたコスト負担も公正に行われるべきである。」と回答されました。

理想的な中小企業像の2つめとして、「ITモノづくりとナレッジ・マネジメントに長けた中小企業」を提示されました。職人の知識を全てコンピュータの中に取り込み、作業プロセスを標準化して、圧倒的な競争力を持つ鉄工業者を例に出し、「職人技を否定するわけではないが、職人技を言い訳にして、改善を怠っている、世界には勝てない。」と、モノづくりのIT化の重要性を強調されました。

後半の中小企業振興条例の方向性について、名取教授は、滋賀県の産業政策上の課題への対応、メインターゲットはだれか、条例に求められるアウトカム（成果）と達成目標（指標）は何か、具体的政策事項、地域との関わり、を論点として提示されました。

滋賀県の産業政策上の課題として、第2次産業への偏りと第3次産業活性化不足、大手企業の下請け型が多く景気に左右されやすいこと、中小企業の後継者育成、技術継承等、これらの課題に振興条例はどう対応するのか。条例に求められるアウトカム（成果）については、難しい問題としながらも、どういった工夫をするべきか等、それぞれの論点における考えを述べられました。具体的政策事項については、重視すべき事項として、人材育成、海外展開支援他各種支援、支援体制（ワンストップサービス、ビジネスリンク）等をあげられました。なかでも、人材育成については、「従業員教育や経営者教育がきちんとできて人が育っていると、中小企業は非常に強くなる。したがって人材育成はやらなくてはならない。これは我々大学の大事な仕事のひとつでもあるが、振興条例の中でトップレベルの目的に位置付ける必要があるのではないかと思う。」と、その重要性を強調されるとともに、大学の関わりにも言及されました。



名取 隆 教授



研究会の様子